

香港特別行政區

2026 年第 2 號條例



行政長官  
李家超

2026 年 5 月 21 日

本條例旨在修訂《稅務條例》，以實施特區政府就 2026 至 2027 財政年度提出的財政預算案中關於稅務寬免、特惠扣除及免稅額的建議；以及對調高在子女出生的課稅年度的下一個課稅年度的子女免稅額，作出規定。

[2026 年 5 月 22 日]

由立法會制定。

1. 簡稱

本條例可引稱為《2026 年稅務 (修訂) (稅務寬免、特惠扣除及免稅額) 條例》。

2. 修訂《稅務條例》

《稅務條例》(第 112 章) 現予修訂，修訂方式列於第 3 至 6 條。

3. 修訂第 31 條 (子女免稅額)

在第 31(1A) 條之後——

加入

“(1B) 此外，根據第 (1) 款就某名子女給予的子女免稅額，在該名子女出生的課稅年度的下一個課稅年度亦須予調高，幅度為訂明款額。”。

4. 修訂附表 3C (長者住宿照顧開支的扣除額)

附表 3C——

廢除第 6 項

代以

- |                                                |             |
|------------------------------------------------|-------------|
| “6. 2018/19 至 2025/26 期間的各個課稅年度 (包括首尾兩個課稅年度在內) | \$100,000   |
| 7. 自 2026/27 課稅年度起的每個課稅年度                      | \$110,000”。 |

5. 修訂附表 4 (免稅額)

(1) 附表 4，副標題——

廢除

“自 2023/24 課稅年度起的每個課稅年度”

代以

“2023/24 至 2025/26 期間的各個課稅年度 (包括首尾兩個課稅年度在內)”。

(2) 在附表 4 的末處——

加入

“自 2026/27 課稅年度起的  
每個課稅年度

	第 1 欄 ( 條次 )	第 2 欄 ( 訂明款額 )
1.	第 28 條 ( 基本免稅額 )	\$ 145,000
2.	第 28A 條 ( 傷殘人士免稅額 )	\$ 75,000
3.	第 29 條 ( 已婚人士免稅額 )	\$ 290,000
4.	第 30 條 ( 供養父母免稅額 )——	
	(a) 第 (3)(a) 款	\$ 55,000
	(b) 第 (3)(b) 款	\$ 55,000
	(c) 第 (3A)(a) 款	\$ 27,500
	(d) 第 (3A)(b) 款	\$ 27,500
	(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000
5.	第 30A 條 ( 供養祖父母或外祖 父母免稅額 )——	
	(a) 第(3)(a)款	\$ 55,000
	(b) 第(3)(b)款	\$ 55,000
	(c) 第(3A)(a)款	\$ 27,500
	(d) 第(3A)(b)款	\$ 27,500
	(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000

	第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明款額)
6.	第 30B(1) 條 (供養兄弟姊妹免稅額)	\$ 37,500
7.	第 31 條 (子女免稅額)——	
	(a) 第 (1) 款	每名子女 \$140,000
	(b) 第 (1A) 款	每名子女 \$140,000
	(c) 第 (1B) 款	每名子女 \$140,000
	(d) 第 (5) 款 (就第 (1) 款而言)	\$1,260,000
	(e) 第 (5) 款 (就第 (1A) 款而言)	\$1,260,000
	(f) 第 (5) 款 (就第 (1B) 款而言)	\$1,260,000
8.	第 31A(1) 條 (傷殘受養人免稅額)	\$ 75,000
9.	第 32(1) 條 (單親免稅額)	\$ 145,000”。

**6. 修訂附表 43 (稅項扣減)**

在附表 43 的末處——

加入

“2025/26 課稅年度

	第 1 欄 ( 條次 )	第 2 欄 ( 訂明百分率或訂 明款額 )
1.	薪俸稅	
	(a) 第 100(1)(a) 條	100%
	(b) 第 100(1)(b) 條	\$3,000
2.	利得稅	
	(a) 第 100(2)(a) 條	100%
	(b) 第 100(2)(b) 條	\$3,000
3.	個人入息課稅	
	(a) 第 100(4)(a) 條	100%
	(b) 第 100(4)(b) 條	\$3,000”。